

一般社団法人日本エステティック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本エステティック協会と称し、仏文名を ASSOCIATION JAPONAISE DES ESTHETICIENNES また、英文名を Association of Japanese Estheticians and Beauty Therapists とし、略称を AJESTHE とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、エステティックに関する技術や知識についての研修や研究を通じて会員の資質の向上を図り、エステティック業界の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) エステティックの理論及び技術に関する教育研修事業
- (2) エステティックの理論及び技術に関する資格認定事業
- (3) 会報及び図書等によるエステティックに関する広報事業
- (4) エステティックの理論及び技術に関する研究開発事業
- (5) 会員相互の親睦及び情報交換を図る事業
- (6) 国内外のエステティックに関連する諸団体との連携事業
- (7) 会員に対する、法令及びこの法人その他の業界団体が定めるガイドライン遵守に関する指導・教育
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会したこの法人の認定校の所定の課程を修了したエステティック技術者及び理事会が別に定める入会基準により入会したエステティック技術者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、理事会が別に定める入会基準により入会した個

人

- (3) 法人正会員 この法人の目的に賛同し、エステティックに関する事業を営んでいる、またはエステティックに関する教育機関を有している、理事会の承認を得て入会した法人及び団体
- (4) 法人賛助会員 この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した法人及び団体
- (5) 准会員 この法人の目的に賛同し、理事会が別に定める資格を有する者
- (6) 学生会員 この法人の目的に賛同し、理事会が別に定める入会基準により入会したこの法人の認定校の学生
- (7) 名誉会員 この法人に功労のあった者の中から理事会の承認を得た個人。
但し名誉会員の会費は免除する。

2 この法人は、次の者をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 概ね正会員及び一般会員 50 人の中から 1 人の割合により選出される代議員（端数の取

り扱いについては理事会で定める。）

(2) 法人正会員

3 代議員を選出するため、正会員及び一般会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員及び一般会員の中から選ばれることを要する。正会員及び一般会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第 3 項の代議員選挙において、正会員及び一般会員は等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 代議員選挙は、次の 2 種とする。

(1) 代議員の任期が満了する年の前年 12 月から当年 4 月までの間に行う代議員選挙

(2) 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選任するために行うことができる代議員選挙

7 代議員の任期は、選任後 3 回目の定時社員総会開催直前に行われる第 6 項第 1 号の代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

8 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9 第 6 項第 2 号の補欠の代議員選挙をする場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相

互間の優先順位

10 第6項第2号による補欠の代議員の選任が効力を有する期間は、当該選任後最初に行われる第6項第1号の代議員選挙終了の時までとする。

11 正会員及び一般会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の

閲覧等)

12 第2項で定めた社員は、第8条の規定により任意に退会したとき、第9条第2項の規定による処分を受けたとき、第10条の規定により除名されたとき又は第11条の規定により会員の資格を喪失したときは、その資格を喪失する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 認定校の所定の課程を修了したエステティック技術者たる正会員、准会員、学生会員及び名誉会員以外の会員の入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、自然災害等、不可抗力によって会員が被害を被った場合等については、理事会の決議により会費の減免をすることができるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の停止)

第9条

この法人は会員に対し、法令及び協会の定めるガイドライン、会員規定、細則の遵守に関し、指導及び教育を行うことができる。

2. 会員により、この法人の名誉を傷つける行為があった場合、以下の処分を行うことができるもの

とする。

- (1) 1年以内の会員資格の停止
- (2) 協会認定資格の停止若しくは剥奪
- (3) 戒告

3 前項における処分を行う際、会員が希望する場合は、当該会員には弁明の機会を与えるものとする。

また、処分の決定については、理事会の決議を経るものとする。

4 第2項における、会員資格の停止とは、会員として有する権利を行使できない状態とする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 第8条及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が3ヶ月以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長(代表理事)が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長(代表理事)に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事会で選任した者がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の議事録は、議長が作成し、議長及び議事録署名人が記名押印して、事務局がこれを保存するものとする。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 21 名以上 31 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長(代表理事)、副理事長を 4 名以内、会計理事を 2 名以内とし、必要に応じて専務理事及び事務局長兼任理事をそれぞれ 1 名置くことができる。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、理事会が別に定める手続きを経、社員総会で選任する。

2 理事及び監事は正会員または一般会員から選出する。ただし、必要があるときは、理事のうち 3 名以内、監事のうち 1 名を正会員及び一般会員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事長(代表理事)、副理事長、専務理事、会計担当理事及び事務局長兼任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長(代表理事)は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬を支給することができる。また、役員には、理事会において別に定める経費を支弁することができる。

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長(代表理事)、副理事長、専務理事、会計担当理事及び事務局長兼任理事の選定及び解職

(4) 名誉会長、会長、副会長及び名誉会員の推薦

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、相当な理由があると認めるときは、適宜な方法により理事の過半数の同意を得て、前項により理事会の職務とされた事項(法令により理事に委任することができないものを除く)について決定することができる。この場合において、理事長は、事後速やかに理事会の承認を得なければならない。

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長(代表理事)が招集するものとする。

2 理事長(代表理事)が欠けたとき又は理事長(代表理事)に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会の議事録は、出席した理事長(代表理事)及び監事が記名押印して、事務局がこれを保存するものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長(代表理事)が作成し、理事会の承認を経て、当該事業年度の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長(代表理事)が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第 3 号から第 6 号までの書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 35 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 名誉会長等

(名誉会長等)

第 39 この法人に、名誉会長、会長及び副会長を置くことができる。

2 名誉会長、会長及び副会長は、理事会の推薦を経、総会の承認により任免する。

3 名誉会長、会長及び副会長は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

4 名誉会長、会長及び副会長は、名誉職としていつでも会議に出席することができる。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。